

知りたいこと 望むこと

7人の議員が一般質問

町立病院の防火・防災体制は

町長―自衛消防隊を編成し、日々点検や訓練を実施している



毛利 喬議員

病院事務局長 平成

14年11月に、大規模な消防防災訓練を実施しました。

その後は、年2回鞍手広域消防の協力を得て訓練を実施しています。

夜間の非常時の役割分担は消防計画書に体制を明示し、合計18人の自衛消防隊で、通報連絡、初期消火及び避難誘導等の初動活動を行うこととしています。

夜間の不審者等のチェック体制については、出入口を正面玄関のみとし、他の場所はすべて内から施錠しています。

また、玄関横の受付には、警備員1人と医事事務担当者1人を配置しています。

質問 町立病院には、現在多くの方が入院されています。万一火災等が発生した場合に備えてどのような防火・防災対策をとっているのか。

町長 消防法に基づく火災予防管理組織と自衛消防隊を編成し、日々の点検や避難訓練を実施しています。

大谷自然公園の使用開始の準備は

質問 大谷自然公園は7月1日から施設の使用が開始されるが、住民が安心して使用できるように準備はできているのか。

また、大谷は携帯電話の電波の入りが悪いと聞いているが、緊急時の連絡用として公衆電話を設置してはどうか。

もう一点、大谷自然公園の場所がわかりにくいので案内板の設置が必要だと思いが。

町長 利

用者に安心して過ごしていただくために、使用心得やリーフレットを作成し、貸出し備品等も準備しています。

また、警



大谷自然公園を利用する子どもたち

備体制については、7月1日から9月30日までの間、宿泊客がいる場合は、昼は1人、夜は2人の警備員を置き、土・日・祝日については宿泊者がいなくても昼間1人を置くことにしています。

さらには、警察官立寄所の申請もしています。

緊急時の電話の設置については、費用が掛かり過ぎるので、管理棟の電話を利用していただきます。

案内板については、早急に設置します。

県の同和事業06年で終結

町長―県からの正式通知をまつて

松本 典子議員



隣保館の廃止を

質問 同和対策に関する事業は4年前に一般対策に移行されていますが、以前と変わらない隣保館運営が行われていません。廃止すべきでは。

質問 国の特別措置法廃止から5年が経過し、県も同和事業を本年度で終了すると言っているが、当町における終結は。

町長 平成14年3月末に地対財特法が失効し、5年間の経過措置が設けられ、本年度が5年目となります。現在まで県から正式な通知等も受けていないので、しばらく時間をいただきたい。



隣保館

町長 隣保館は、地域社会全体の中で、コミュニケーションセンターとしての生活上の各種相談事業や諸問題の解決のため中心的役割を果たしてきました。

した。

このことを踏まえて、今後のことは隣保館運営審議会において、十分議論を頂いて、必要な見直しにつなげていきたいと考えています。

男女共同参画の条例づくりを

質問 平成11年男女共同参画社会基本法が多くの女性の願いを込め制度化しましたが、依然として男女の地位の平等感はずいぶん低く、職場においても女性の参加は少ない状況にあります。

当町でも具体的に条例づくりをはじめて頂きたい。

教育長 結論的には、「将来やる」ということで、今その準備作業を進めているところです。

これからは条例策定審議会等も立ち上げ、条例作りに取り組むみたいと思っています。

なお、審議会の委員の一般公募についても検討します。

最低制限価格をもっと下げるべきでは

町長―できるだけ低く押さえない

香原 暹議員



大な犯罪行為であると考えます。本町で談合の情報があった場合、マニュアルにより、公正入札調査委員会を開催し、仮に談合と確認できる証拠を得た場合には、公正取引委員会及び警察に通報するなど厳正な措置をとります。

と考えます。最低制限価格を設けるにあたっては、できるだけ低く設定したいと思います。

質問 入札業者の指名にあたっては、特定の業者を排除せず、各ランクともすべての業者を指名すべきではないか。

質問 最低制限価格は、自治法施行令では、設けないのが原則となっている。なぜ当町はすべて設けているのか。また、設けるとしても、下限の3分の2まで下げるべきではないか。

町長 最低制限価格は工事の履行の確保上必要

質問 入札におけるいわゆる「談合行為」について、「必要悪」と考える風潮もあるが、町長はどのように考えるか。

町長 談合は入札制度の実質を失わせるもの、独占禁止法に違反する重



公共工事現場

役場窓口に耳マークの設置を

町長—早く設置します

耳マークが窓口を設置されればホッとされ、指をさせば筆談で応じてもらえます。

そこで、現在当町には聴覚障害者の方は何人おられるのか。

また、この方々が窓口に来られた時、どのように対応しているのか。

この耳マークを当町の窓口にも早急に設置していただきたいが。

町長 現在聴覚障害者の方は、135人おられます。

この耳マークを窓口を設置することによって、耳の不自由な方と職員のコミュニケーションが図られ、安心して利用していただけるので、私は大



花田すまご議員

質問 耳マークとは聴覚障害者、中途失聴者団体連合会制定のシンボルマークです。

耳の不自由な方は、障害の判断がつきにくく、また、耳が不自由なので書いてくださいと言つのも勇気がいります。この

所信表明での「8つの柱」の具体的な説明を求む

町長—町民の皆さんの福祉の向上と生活の安定を目指す

福本 博文議員



質問 町長が所信表明で述べられた「8つの柱」について、具体的な説明を求めます。

変良いことだと思えます。職員には手話のできる者もいますので、早く設置したいと考えています。

窓口に設置された耳マーク

町長 1、町村合併については、当面目指す合併の枠組みに取り組み、期が熟せば住民投票も積極的に考えていきたい。
2、農業の振興については、互助方式の実行を高め、野菜・ぶどう等のブランド化を推進していきます。
3、商業・工業の振興については、経営者の意識改革に努め、経営の近代化、商品、サービスの向上を促進していくことにより、誰もが町内で買い物をするという、将来の基本に近づけるよう鋭意努力していきたい。トコ

々自動車や自動車関連企業の動向等の情報を的確に把握し、適切な対応を図っていきます。

4、教育文化については、子どもの教育環境の確保と、健全な育成を図るため、学校だけに頼らず、家庭、地域住民、行政が一体となった取り組みが必要であり、具体的には今年度から地域学校安全指導員の設置を検討し、国に派遣申請を行っていきます。

5、少子化対策については、すべての子どもたちが健やかに育つ町づくりをめざして、本年度から保育所の休日保育事業を実施します。
6、女性の地位向上と町づくりへの参画の促進については、積極的に女性の参加を促し、ご意見等を求めます。

7、生活環境及びインフラ整備については、遠賀川架橋、(仮称)筑豊インター、公共下水道、また浸水対策として西川・六田川河川の改修等に取り組みます。
8、障害者や高齢者など

国や県へのパイプ改革は

質問 町長は攻めの姿勢で推進すると言われるが、そのためには国や県へのパイプが必要だと考えるが。

町長 私の町づくりの基本理念は、一人ではなく行政も議会も町民上げてやるということ。そのためにご指導・ご紹介も頂きたいと思えます。

用務員廃止に伴う防犯対策は

教育長—日常の防犯対策はスクールガードリーダーを活用

宇田川 亮議員



公文書等の受け取り、給食の準備などの他に、放課後の体育館使用における鍵の受け渡しがあります。

防犯対策は、夜間及び土曜、日曜、祝日については警備会社に委託し、日常の防犯対策はスクールガードリーダーを活用した安全対策を考えています。

現任者への通達は18年4月の業務委託契約時に19年度から契約の無いことを通達してきました。

補償については、住宅のない方の住居の世話は今後、配慮していきたいと思えます。

所信表明から

質問 町長は所信表明で合併問題について、民意の反映を言われているが、最終的には住民投票を行うのか。

質問 用務員さんが指定された業務以外で果たしてきた役割の認識と学校現場の環境や防犯対策は。

教育長 用務員さんの業務には、校舎の施錠や放課後の窓のチェック、

また、用務員さんを廃止するにあたっての通達方法や補償はどうなっているのか。

民の意向調査等を行い、町民の皆さんの意志を確認して取り組んで行きたいと思えます。

質問 行財政改革の中、プラス思考で考えて、個人住宅の改修を行う場合、町内業者に依頼すれば、町が10%を補助する個人住宅リフォーム補助制度を導入してはどうか。

町長 厳しい行政運営を図っていかざるを得ない財政状況にあり、新たな事業の展開は困難であるという解していただきたい。

質問 町民参加の町づくりについて「町長の手紙」以外に定期的な住民懇談会などを開催する考えは。

町長 出前講座や懇談会、企業や商工関係団体

との勉強会など何らかの形で対話をしながら町づくりに取り組みようと考えていますが、現段階では具体化するまでには至っていません。今しばらく時間をいただきたい。

人権意識の確立に向けた施策の基本的な考えは

町長—差別がある限り取り組みなければならない

吉田 悟議員



質問 人権は命の次に大切なものだと私は思っています。これまで国、県、町あげての取り組みで随分効果を上げてきたと思うが、まだ充分ではない。今後の当町の人権問題への取り組みは。

町長 平成12年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第1条には、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による差別が現に存在している状況を踏

まえ、国、地方公共団体及び国民が一体となって人権教育及び人権啓発に取り組む責務が定められています。さらに人権侵害による被害者救済のための「人権擁護法」の制定に向けた取り組みも進めていきます。

また、今年度は、男女共同参画の精神を主題として、「人権教育のための調査研究協議会」を立ち上げて、人権意識の確立に向けた取り組みを実施します。

企業誘致のために受け皿づくりを

質問 町の健全財政に向けた取り組みとして、トヨタ自動車関連企業の誘致を進める必要があると思うが、誘致のための

受け皿づくりについて町長の考えは。

町長 町有地、工場適地の売り込みは努力しています。しかし、かつては、坪5、6万で売れた土地が今では、3万以下でないと売れません。造成費をいかに安く抑えて、提供できるかにかかっています。県の協力も得て造成費を浮かす研究をしていかなければなりません。



企業誘致のための造成地（宮若市）